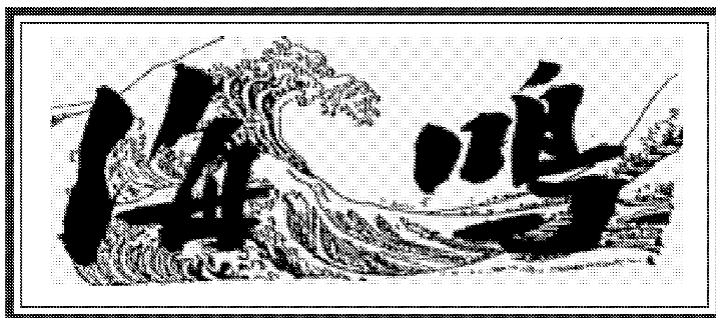




学長選考を考える (第 5 報)

2 月に入り、教職員の意向に支えられない学長が誕生しました。今回の選考についての説明を求めることはますます重要になっています。今号には、1 月 25 日に開催された職員組合主催の学習会参加者による決議、1 月 25 日に採択された教育学部教授会の決議を掲載します。

新潟大学職員組合主催「学長選考を考える」集会(2025 年 12 月 17 日)において決議が採択されました

今日ここに集った私たちは、新潟大学の学長選考の過程に、疑問をもっています。去る 8 月 28 日に教職員による意向投票が実施され、得票第 1 位の候補者が有効投票の過半数を得ました。しかし 9 月 25 日の学長選考・監察会議では、得票第 2 位の候補者が選出されました。1 位の候補者と 2 位の候補者の得票数は、ほぼ 2 倍の差がありました。

学長候補を選出する権限は学長選考・監察会議にあること、意向投票の結果はその判断材料のひとつにすぎないこと、については私たちも承知しています。しかし他の判断材料である候補者の所信や経歴も、個々の教職員にあらかじめ開示され、さらに職員組合が各選考候補者に対しておこなったアンケートの結

果など、各種情報をもとに熟考したうえで、投票されたのが意向投票の結果です。約 2 倍の票差に示された構成員の「意向」を覆す決定をすることは、学長選考・監察会議による相当に大きなひとつの意思の表明であり、全学の教職員は驚きをもってこれを受けとめました。

それ以来、職員組合は声明書、定期大会での決議書をあげ、人文学部・教育学部・工学部・農学部では教授会等の正式な組織決定により、学長選考・監察会議に對して、このような結果に至った経緯の説明を求めてきました。これに對し、大学執行部は定例の議事概要を公表し、また 11 月 26 日、学長選考・監察会議議長が「学長候補者の選定について」を公表しました。しかしながらこれらは、会議の場が出た主な意見を提示したにすぎないもので、議論の時間的経緯や議決の票数も示されず、「どのような経緯で」こうした重大な意思決定がなされたかの説明には、ま

つたくなっています。

構成員ひとりひとりの意思が尊重されることは、学問の自由、大学の自治の基礎にあります。学長選考という重要な場でない

れた決定の経緯が説明されないままでは、今後構成員の意思が無視される組織になるのではとの懸念を、私たちに抱かせます。よって私たちは、本日このような認識を共有し、次の点を今後とも求めていきます。

- (1) 学長選考・監察会議は、各委員のすべての発言、面談の内容、議決の票数等を時系列で示した議事録相当の記録を開示すること。
- (2) 学長選考・監察会議は、上記をもつて、意向投票で示された学内構成員の意向とは異なる判断をするに至った理由を、合理的に正確に説明すること。
- (3) 国立大学法人新潟大学は、今後とも意向投票制度を維持し、学長選考に際して学内構成員が意思を表明する機会を確保すること。

以上決議する。

2025 年 12 月 17 日

「学長選考を考える」参加者一同

教育学部教授会(2025 年 12 月 25 日) 決議文(再質問)が採択されました

国立大学法人新潟大学
学長選考・監察会議 御中

この度、本学部をはじめとした 4 部局からの決議文・意見書について、11 月 26 日に HP を通して回答された「学長候補者の選定について」の説明を拝見しました。まずは、我々の要請を受け止めてご回答いただいたことに感謝申し上げます。

しかしながら、率直に申し上げますと、回答された内容はこれまで公表されていたもの(「第 106 回学長選考・監察会議事概要」、以下「議事概要」と本質的な変化がないと受け止めざるを得ませんでした。意向投票で 2 倍以上の差があった事実を覆すには、よほどの重大な理由が必要です。その決定的な理由と決定に至る具体的なプロセスが見えてこないために、教授会においては、多くの教員から「納得できない」という声が出されました。当初の議事概要によれば、委員から「数だけが一人歩き

しているのは良くない」という意見もあったとのことですが、本学教職員が希望を持って真剣に意向投票に臨んだ結果です。で、決定的に差が開いた「数の重み」を理解していただけていないことは残念でなりません。このままでは本当に公正な選考が行われたのかについて疑義が膨らむ一方であり、新体制の大学運営にも大きな悪影響をもたらすことが危惧されます。

なお、ここで再度お断りしておきますが、我々は次期学長候補に決定した染矢氏を批判するつもりは全くなく、意向投票の結果に示された教職員の意思から大きく乖離した決定が下された理由とその詳細な経緯を明らかにしていただきたいだけです。誤解のないようにお願いします。合わせて、委員の皆様が大学の将来を考えて真摯に選考に携わってくださっていることも信じてお願いであることも申し添えます。

今回の選考に関わって明らかにしていただきたい点を下記具体的に記載しますので、改めてご回答を求めます。今回の選考が全教職員にとって納得のいく公正なものであったことを共有することが、将来の新潟大学にとって極めて重要と思われま

す。

記

1 意向投票の結果（1位 88票、2位 420票）における462票の大差（2倍以上）を覆すに足る理由とその議論の経緯を読み取ることができない。5時間に及ぶ議論（面談を含む）におけるすべての発言を時系列に従って示していただきたい（ただし、発言者の氏名については秘匿して頂いて結構です）。また、全3回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）をすべて、開示していただきたい。

趣旨説明

・「議事概要」の「主な意見」には、「候補者 3人とも、所信書や面談においてそれぞれ新潟大学の現状に対する認識と将来目指すべき方向性を的確に示しており、学長に求められる人物像に照らしても甲乙つけがたい」とある。このように、3人に対する評価が極めて拮抗している中では、意向投票における2倍以上もの大差は決定的な要因である。「議事概要」には、その結果を覆す理由が全く見当たらない。「議事概要」や今回の回答（学長候補者の選定について）において、委員の意見は「意向投票を尊重すべき」と「実績を評価すべ

き」の二極に分かれていたと整理されている。しかしながら、このような整理の適切性が示されていない。それを示すためには、5時間に及ぶ議論（面談を含む）のすべての過程を示すこと、具体的には、議論（面談を含む）におけるすべての発言を時系列に従って示すこと、全3回に渡って実施された投票の結果（白票を含む）を開示することが必要である。

2 選挙（特に投票）において第1号委員と第2号委員のバランスを図る措置を取らなかった理由についての考えをお示し頂きたい。

趣旨説明

学長選挙・監察会議の投票において、「議事概要」によれば、出席者9名、内訳は、第1号委員（経営協議会から選出された委員）5名に対し、教育研究評議会から選出された第2号委員が4名（委員の小野寺氏が候補者のために外れた）であった。本来10名のはずの学長選挙・監察会議において、今回最も重要な決定プロセスであった投票において、教育研究評議会側が少数となっていた。投票に際して第1号委員と第2号委員のバランスをとる措置を行うべきではな

ったか。なぜなら、10名で投票を行っていただければ、染矢氏は過半数を得られず当選できなかった可能性が出てくるからである。

「議事概要」の記述内容からは、投票結果について次のように推測される。すなわち、仮に、9名の委員が全員投票し、かつ、白票や無効票がなかったと仮定すると、染矢氏は2回目の投票において、3回目の投票においても5票までしか得ていないと推測される。2回目の投票において6票以上を得ていれば有効投票の2/3以上の票を得て学長候補者として選定されていたことになるが、そのようにはならなかった。また、3回目の投票においては、5票を獲得して過半数の票を得たことになるからである。つまり、仮に10名で投票を行っていただければ、染矢氏は過半数を得られず当選できなかった可能性が出てくる。

学長選挙という重要な選考において公平性が担保できていない可能性があれば、これは極めて重大な問題となる。明確な説明をお願いしたい。

3 今後、学長選挙に関する規則の見直しについて検討する必要があるのではないかと。

趣旨説明

「国立大学法人新潟大学学長選挙・監察会議規則（平成6年4月1日学長選挙人会議長裁定）、改正令和7年6月3日」の第6条の3に「前項の規定にかかわらず、国立大学法人新潟大学学長選挙基準（以下「基準」という。）5の定めに基づく学長選挙候補者の確定については、学長選挙・監察会議の委員が学長選挙候補者の確定の対象となった場合は、当該委員はその選挙に加わる」とができるものとし、当該委員を除外した出席委員の3分の2以上の多数をもって決する」とある。

今回の学長選挙において、「選挙に加わることができる」が、「除外」された委員は学内委員1名に止まった。しかしながら、今後例えば上記の委員が2名となった場合、学長選挙・監察会議の委員は、学内委員3名、学外委員5名となり、その構成に著しくバランスを欠く結果となる。

このような状況は決して低くない可能性で想定されることから、上記の条文については、今後、見直しについて検討することが必要ではないかと考えられる。この点について、現時点における考えをお示し頂きたい。

2025年12月25日

以上

新潟大学教育学部教授会